

○明石市における工場等の緑化基準に関する規程

令和7年3月 31 日

(趣旨)

第1条 この規程は、環境の保全と創造に関する条例施行規則(平成 8 年兵庫県規則 1 号。以下「規則」という。)第 42 条の2の3の規定に基づき、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号)第9条第1項に規定する工場立地特例対象区域(同項に規定する条例の適用を受ける区域に限る。)において、規則第 42 条の2の2に規定する緑化基準に代えて適用すべき緑化基準を定めるものとする。

(緑地面積率)

第2条 規則第 42 条の2の2で定める工場等の敷地の緑化基準に代えて適用すべき緑化基準は、次のとおりとする。

(1) 新設の場合又は敷地面積の増加の場合

区域	緑地の面積の敷地面積に対する割合
工場立地特例対象区域(南二見人工島) (以下「丙区域」という。)	100 分の 1 以上

(2) 既設の場合

区域	緑地の面積の空地面積に対する割合
丙区域	100 分の 1 以上

第3条 規則第 42 条の2の2で定める建築物の敷地の緑化基準に代えて適用すべき緑化基準は、次のとおりとする。

区域	緑地の面積の空地面積に対する割合	
	新築、改築又は増築に係る建築物 の敷地の場合	既設の建築物の敷地の場合
丙区域	100 分の 2.5 以上	100 分の 1 以上

附則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。